

湯沢CS通信

令和3年9月29日 第40号

(発行) 湯沢市教育委員会

学校教育課 CS担当

CSが教育活動にもたらすものは何か？



新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、改めて学校と家庭・地域の役割分担や連携・協働することの重要性が浮き彫りとなりました。今回のウイルス感染拡大に関しても、様々な判断を瞬時に行う必要性があるときに、CSが学校や校長の決断を支え、大きな後ろ盾になったという話をしてくださった校長先生がいらっしやいました。まだまだCSの存在のメリットを学校現場や地域で確認していく必要があります。(良さを認識しなくては前に進みませんから) CSは、学校改革の手段(ツール)として求められていることは、前回の通信でもお知らせしました。しかしうまくいっていない例として全国的には、次の理由があるようです。

- ・学校評議員制度など既存組織との比較が不十分
- ・これまでも地域との連携がうまくいっているので必要性を感じていない。
- ・持続可能な社会を目指す教育活動として理解が不十分でその時々小さなイベントに終始している。
- ・相変わらず学校側からの一方的な説明が中心となっていて学校側がご意見をうかがう協議会となっていない。(学校評議員会とあまり変化がないので比較検討が必要)
- ・地域住民の学校運営の参画ができていない。学校運営協議会を取り入れるメリットを教職員が理解・共有していない。等

一方、岩手、宮城県で多くの実例があるのが、「震災復興の中でCSは、非常に重要な役割を果たした」ということです。安全安心な学校づくりや防災活動に地域との協働は確実に欠かせな

いものであったということでした。協議会で、防災や児童生徒の安全安心を話題にすることで、CSのよさを確認するとともに、外部にアピールする方法も見つかるのではないのでしょうか。

会長よりこれからのCSに期待を込めて

皆瀬小学校 学校運営協議会会長 小野田 敏昭

たまたま自治会組織の会長である私が、協議会の会長を務めることとなって、特に感じていることを一言記したいと思います。地域のまちづくり活動の目指す方向は、時代の変化と住民のニーズで修正しつつ、コミュニティの維持と充実を求めることで当初は、CSそのものを地域づくり活動の「コマ」として扱おうとしました。

そして、丸二年CSに携わり、学校と地域双方が協働を望む共通点に対して、校長並びにPTA会長及び会員の皆様が心強い地域づくりの同志として見えてきたことが、CSの成果として確認できました。

「地域づくりは人づくり」「人づくりは子どもから」と共通の認識であるならば地域づくりの第一歩として、CSが存在するのではないかと思ひ直しました。

さらに今後のCSが順調に効果を確認できれば、その活動自体を地域づくり事業に組み入れることが可能ではないかと思ひ始めています。

そんな思いで今年は、学習発表会と地域づくり事業とを組み合わせてみて、その成果を評価するつもりです。少子化の進行が進む現状を鑑みて、CSが担う目的と地域づくりを常にタイアップできる仕組みを構築したいと考えているため、まずはCSの充実に期待します。(CSの立ち上げから関わっている会長さん方の意見を次号以降紹介していきます)

これまでに各校の学校運営協議会をまわって、改めて確認したことは、次のようなことです。

- 活動は目的でなく手段であることを再確認する。
- より多くの主体(動ける人)を確保し、地域総ぐるみを進めていく。
- 適切な役割分担をして、持続できる活動を構築する。話題に出すだけや、意見交換だけで終わらない。
- 一部の人の活躍に頼ってはいけない。委員全員に役割がある。

また、次の二つの言葉を混同しないようにしましょう。CSを進める上でしっかりと区別していく必要があります

- 例① 学校運営協議会と学校評議員会(以前行っていた組織)
- 例② 学校運営協議会と地域学校協働活動

学校運営協議会(地域とともにある学校づくり)

地域の多様な代表者等によって構成され、『当事者意識』をもち、学校運営について一定の権限と責任をもって考え、単に意見を述べるだけでなく、自らも汗をかく(関わる)、頼もしい『学校の応援団』であり、学校や校長にとって大きな後ろ盾となる役割である。

地域学校協働活動(学校を核とした地域づくり)

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域への愛着を育むと共に、住民同士のつながりを深め、一人一人の活躍の場を創出し、活力を生み出すために学校を核として、地域と学校がパートナーとして行う活動である。

学校評議員会

よりよい学校に、社会に開かれた学校にするため広く意見を聞く

地域の教育有識者 地域や個人的な声

校長が必要と認める人物

校長の求めに応じて学校運営に関して意見を言う

責任なし

校長が推薦 学校設置者が委嘱

学校運営協議会

地域と学校がともに学校運営について考え協働的な教育活動を構築する

地域の教育有識者による合議制の機関

保護者、学校に対して協力的な地域住民、教育委員会が必要と認める人物

学校運営の基本的な方針の承認と要望(拘束力) 教職員の任用人事についての意見

権限と責任が生じる

校長の意見を踏まえ教育委員会が任命